

議案第 8 号

調布市適応指導教室設置条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

適応指導教室を設置するため、提案するものであります。

調布市適応指導教室設置条例

(設置)

第1条 不登校児童に対する教育の機会を確保するとともに、その教育を通じて社会において自立的に生きる基礎を培えるよう支援するため、調布市適応指導教室（以下「太陽の子」という。）を調布市菊野台3丁目27番地45に設置する。

(定義)

第2条 この条例において「不登校児童」とは、調布市立学校設置条例（昭和39年調布市条例第20号）第1条の規定により設置された小学校に在籍する者で、相当の期間当該小学校を欠席し、当該小学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難であるものをいう。

(管理)

第3条 太陽の子は、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 太陽の子は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童への学習指導及び生活指導に関すること。
- (2) 不登校児童の在籍する小学校その他の関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業

(休業日)

第5条 太陽の子の休業日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日

を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで
- (5) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定により委員会が定める日

（利用時間）

第6条 太陽の子の利用時間は、午前8時15分から午後4時45分までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（利用の手続）

第7条 太陽の子で第4条の事業を利用しようとする不登校児童の保護者は、委員会規則で定めるところにより委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により利用の承認を受けた不登校児童（以下「利用者」という。）の保護者がその利用を辞退しようとするときは、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（利用の制限等）

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 災害その他の事故により太陽の子の使用ができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

（損害賠償の義務）

第9条 利用者は、利用に際し、施設又は附帯設備に損害を生ぜしめた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、委員会規則で定める日から施行する。